

来年度の検討における方針・課題（案）

1. 品目の追加の検討について

（１）平成 20 年度募集の新規提案について

物品、役務及び公共工事について例年どおり提案募集を行う予定

（２）新規提案以外の検討品目

- ① 分科会設置による品目の追加または判断の基準等の強化（別紙参照）
- ② 公共工事のロングリスト記載品目

2. 現行基準の強化・見直しについて（新規提案以外）

（１）紙類

- ・ 19 年度に見直しを実施した品目について、製品の市場への供給状況及び古紙の需給状況等を踏まえ、判断の基準を再度見直すことを検討

（２）文具類・オフィス家具等

①文具類

- ・ 平成 21 年度に判断の基準を見直す予定の 18 品目について、市場動向を確認し見直しを実施

② オフィス家具等

- ・ 製品の開発・製造及び市場への供給状況等を勘案し、判断の基準の①のア、イ及びウを同時に満足する基準の設定の可否及び判断の基準の見直しを検討
- ・ 大部分の材料が金属類である製品の判断の基準の適用範囲の拡大及び数値基準の強化に係る検討

（３）省エネ法の特定機器

エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）の特定機器のうち判断の基準が新たに設定または基準が見直される機器等について、トップランナー基準達成状況を考慮の上、特定調達品目への追加または判断の基準の見直しを実施

- ・ ジャー炊飯器、電子レンジ、DVD レコーダー（地デジ対応含む）、自動販売機、電気便座（基準設定済）
- ・ ルーター、照明器具、エアコンディショナー（直吹き形で壁掛け形のもののうち冷房能力が 4.0kW 超の冷暖房用のもの）（基準検討中）
- ・ 省エネ法の特定機器のうち、トップランナー基準を満足した製品が広く普

及している品目については、市場における普及状況を勘案し、判断の基準等の見直しを検討

（４）複合機

コピー機等やプリンタ、ファクシミリ、スキャナ等については、単一機能の機器から複合機へ市場が転換しているところ。このため、早急な現行の品目の対象範囲及びその判断の基準等に係る検討が必要。なお、検討に当たっては、国際エネルギースタープログラムや省エネ法の複写機（複合機）のトップランナー基準の改定と連携を図る（重点改善品目）

（５）自動車等

- ① 低公害車開発普及アクションプラン
 - ・ 低公害車開発普及アクションプランの改定及び税制改正に合わせた判断の基準等の見直し（今年度の見直し状況による）
- ② トップランナー基準
 - ・ 省エネ法の省令・告示改正に伴う 2015 年度の新燃費基準への対応準備（JC08 モード）
- ③ 一般公用車用タイヤに係る判断の基準の見直し

（６）その他の物品・役務について

- ① その他の物品で検討を実施するもの
 - ・ LED 機器に係る検討
 - ・ 防災備蓄用品の品目の拡大
 - ・ ブラインドに係る検討
 - ・ 冷水機（飲料用）に係る検討
- ② その他の役務で検討を実施するもの
 - ・ 自動車整備のエンジン洗浄に係る検討
 - ・ 植栽管理及び害虫駆除の判断の基準の見直し
 - ・ サービサイジングに係る検討
 - ・ 電池再生サービス
- ③ グリーン購入研究開発補助事業対象製品の開発動向を踏まえた基準改定の検討
 - ・ 空冷式熱交換器にドレン水又は雨水を利用した省エネルギー補助装置に係る検討

（７）省資源化について

省資源化（リデュース）に配慮された製品の優先調達について検討（可能な品目については判断の基準等を検討）

（８）再生プラスチックの有害物質の含有について

再生プラスチック使用率の基準に加え、含有される有害物質（重金属、ハロゲン難燃剤等）の規制などの判断の基準等としての設定の可否について検討

3. その他（グリーン購入の推進に関する事項）

（１）環境負荷低減効果について

- ① 重点改善品目による効果
 - ・ 分科会において検討する重点改善品目による温室効果ガス排出削減をはじめとした環境負荷低減効果について可能な範囲で試算
- ② LCA 評価に関するワーキング
 - ・ 製品ライフサイクル全般にわたる環境負荷の LCA 評価のチェックを行うためのワーキングの設置
- ③ 我が国におけるグリーン購入全体の効果
 - ・ グリーン購入の実施による我が国全体の環境負荷低減効果について可能な範囲で試算

（２）グリーン購入の推進について

- ① 地方公共団体（特に町村）への普及・啓発（地方公共団体向けガイドラインの修正）
- ② 事業者等への普及・啓発（ブロック説明会の規模の拡大）
- ③ 環境配慮契約法と連携した取組の推進
- ④ グリーン購入の国際動向調査